

保険・年金 フォーカス

欧米生保市場定点観測(4)

フランス生保市場の変調

—優遇税制を訴求ポイントとする貯蓄商品モデルの揺らぎ—

保険研究部 主任研究員 松岡 博司

(03)3512-1782 matsuoka@nli-research.co.jp

生保マーケットとして世界第4位の規模を誇るフランス生保市場が変調に見舞われている。その主な原因は、長引く低金利状況と政策貯蓄商品との競合激化である。本稿ではその概要を見ていく。

表1 生命保険料世界順位(2012年)

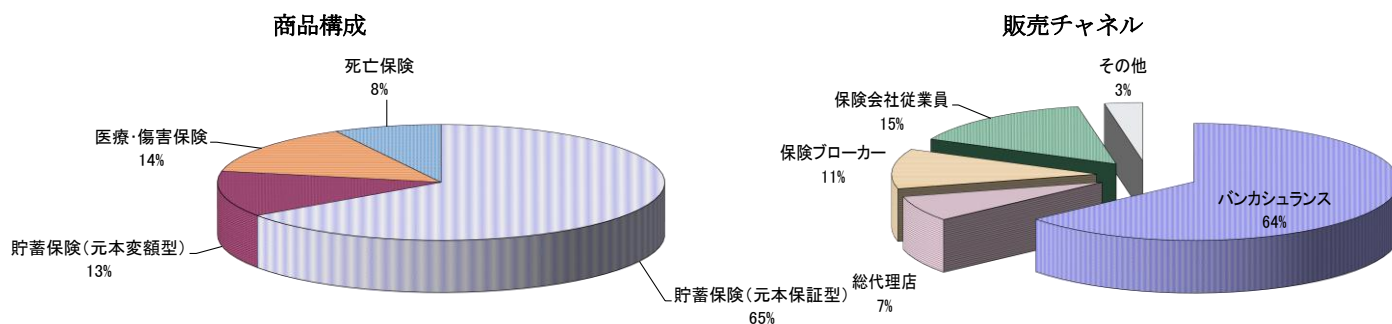
順位	国	億ドル	シェア
1	米国	5,678	21.66%
2	日本	5,244	20.01%
3	英国	2,059	7.86%
4	フランス	1,493	5.70%
5	中国	1,412	5.39%

(資料) スイス再保険会社 sigma2013年 第3号より作成

1——税制優遇ある貯蓄商品のバンカシュランスにより成長してきたフランスの生保市場

フランスの生保会社の主力商品は、シンプルな貯蓄保険である。貯蓄保険(元本保証型)は、払い込まれた保険料に一定の投資利益を合わせた満期保険金を支払うものである。死亡時にはその時点の預かり資産残高が払い戻されるのみで死亡保障性はない。一方、貯蓄保険(元本変額型)は払い戻し額が資産運用に応じて変動する形式の貯蓄保険である。

グラフ1 生命保険・医療保険の商品構成比と販売チャネル(2013年) (収入保険料ベース)



(資料) フランス保険協会年次報告書より作成

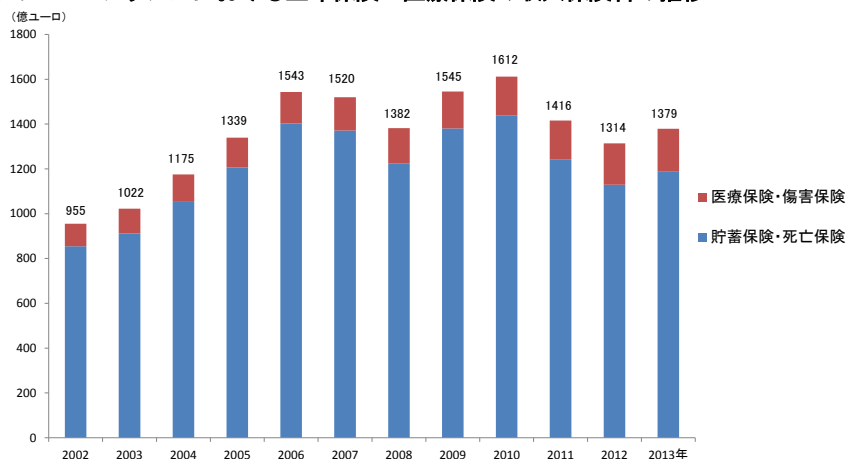
これら貯蓄型の生命保険商品に関する税制上の取り扱いが他の金融商品に比べて有利であることを主な訴求ポイントとしつつ、主に自社の親会社や兄弟会社である銀行を通じて販売する（バンカシュランス）というビジネスモデルで、フランスの生保市場はこれまでの30年間、大きな成長を遂げてきた¹。年金の比率が低いことがフランスの生保市場の特徴である。

2——近年のフランス生保市場の停滞

（1）収入保険料の減少

そのフランス生保市場で2011年頃から停滞感が漂い始めた。主な収入項目である生命保険・医療保険の保険料収入が2011年、2012年の2年間にわたって対前年減少した（グラフ2）。なお2008年の減少はリーマンショック後の金融危機を受けてのものである。

グラフ2 フランスにおける生命保険・医療保険の収入保険料の推移



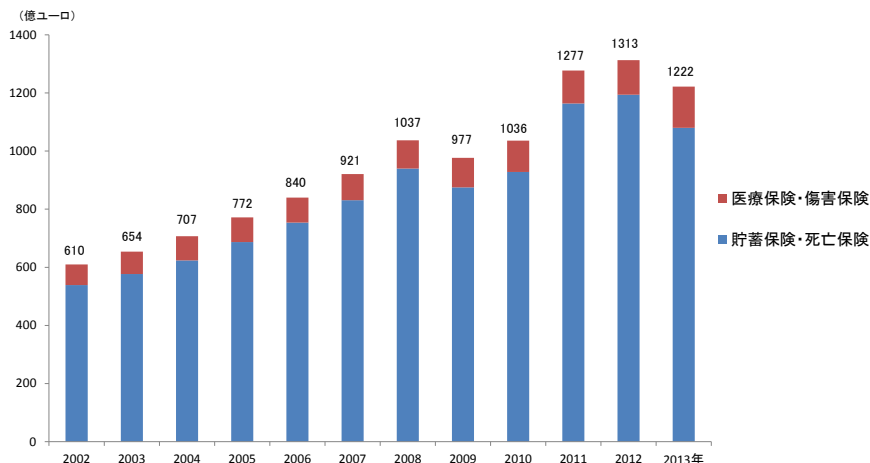
(資料)フランス保険協会年次報告書より作成

（2）契約者への支払いの増加

一方、解約が増加した。そのため主な支出項目である保険金等支払い（契約者への保険金や解約返戻金等の支払い）が2011年と2012年に急増した（グラフ3）。特に2012年は、収入側の収入保険料が1314億ユーロ（グラフ2参照）、支出側の保険金等支払いが1313億ユーロ（グラフ3参照）と、収入と支払いがほぼ拮抗した金額となった。

¹ 2012年7月30日拙稿「フランスの生命保険市場—バンカシュランス発祥の地、フランスの市場構造—」参照。
<http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2012/focus120730.pdf>

グラフ3 フランスにおける生命保険・医療保険の保険金等支払いの推移



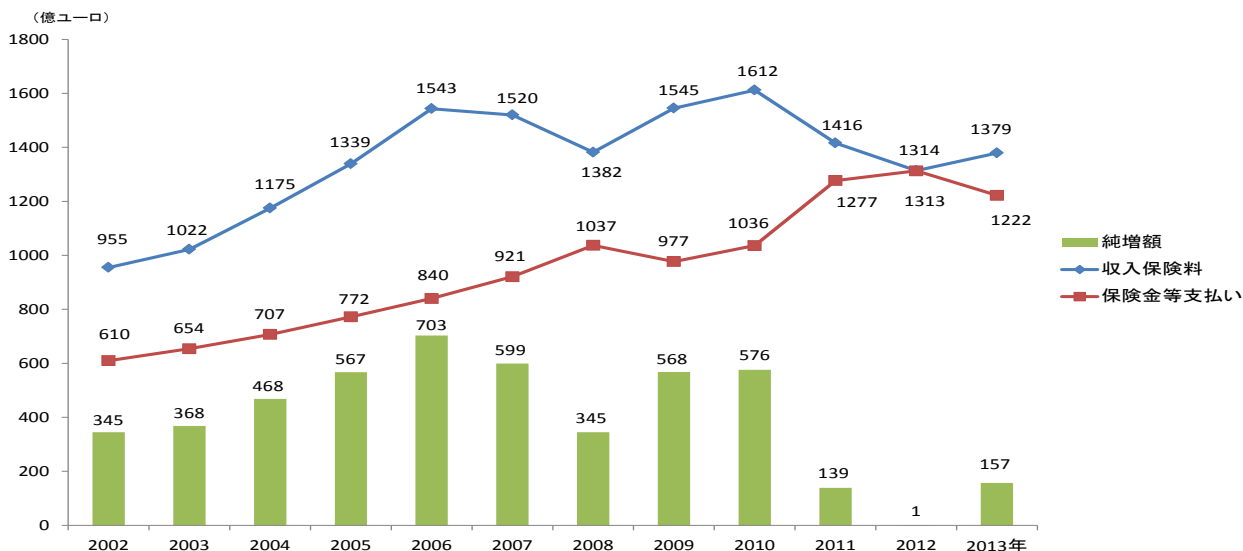
(資料) フランス保険協会年次報告書より作成

(3) 純増額（差引増加額）の急激な減少

以上の結果、収入側の収入保険料から支出側の保険金等支払いを控除した純増額が、2011年以降、たいへん小さな金額となった。特に2012年の純増額は1億ユーロと、かろうじてプラスを確保した状況である（グラフ4。ただし本業性の強い貯蓄保険と死亡保険に限れば、2012年の純増額はマイナス65億ユーロである—後段グラフ5を参照）。

2013年には保険料収入が若干増え、保険金等支払いが若干減ったので、純増額は157億ユーロにまで回復したが、まだまだ予断を許さない状況が続いている。

グラフ4 フランス生保市場における収入保険料、保険金等支払い、純増額（収入保険料－保険金等支払い）の推移



(資料) フランス保険協会年次報告書より作成

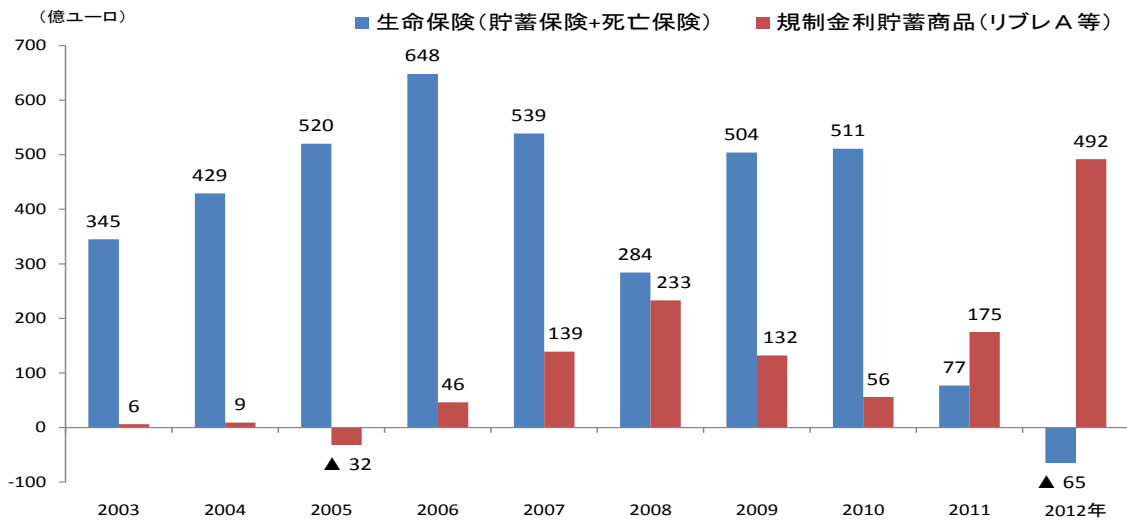
3—フランス生保市場変調の原因

近年のフランス生保市場の変調の背景には、低金利環境が続く中、資産運用で思わしい利回りを出せないため、主力商品である貯蓄保険で契約者に魅力的な利率を提供できなくなっているという状況がある。顧客はより有利な金融商品を投資先として探すこととなる。

その受け皿として近年、急速に存在感を高めているのが、監督当局の規制下にある非課税の規制金利商品であるリブレAである。フランスにおける代表的な規制金利貯蓄商品であるリブレAは、もともとは郵便局と貯蓄金庫だけが取り扱える非課税金融商品であったが、郵便局が郵貯銀行バンクポストタルを設立したのを契機に、2009年1月より一般の銀行でも扱われるようになった。

グラフ5は、フランス保険協会が2012年の年次報告書に掲載しているグラフで、生命保険（本業性の強い貯蓄保険と死亡保険に限ったもの）の純増額と規制金利の貯蓄商品（リブレA+LDD）の純増額を比較したものである。過去一貫して生命保険の純増額の方が大きかった状況が、2011年より一変している。2011年には規制金利貯蓄商品の純増額が生命保険の純増額を100億ユーロほど上回り、2012年には生命保険が65億ユーロの純減であるのに対して規制金利商品は492億ユーロの純増と、両者の立場が完全に逆転した。

グラフ5 生命保険（収入保険料－保険金等支払い）と規制金利貯蓄商品の純増額の推移

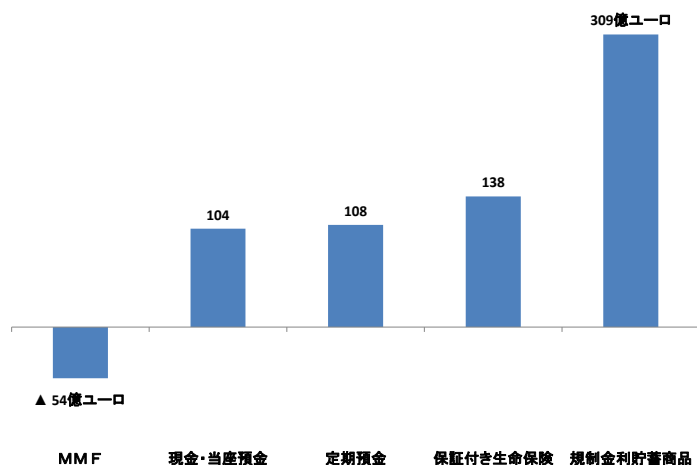


(資料) フランス保険協会年次報告書より作成

欧米の人々の金融商品選好は大きく投資に傾斜しているというイメージがあるかもしれないが、フランスの人々の金融商品選好は非常に保守的で、無リスクの投資商品が好まれている。2013年1月にフランス保険協会が調査機関に依頼して行った調査では、全回答者の53%の人が向こう6ヶ月の間に投資・貯蓄を行う予定があると回答したが、そのうち74%の人々がリスクを全く取らない安全な投資対象に投資したいと答えたという。

また 2012 年の 1 月から 9 月の間のフランス家計部門の金融資産純増額の 96%にあたる 605 億ユーロは、フランス銀行が無リスク資産と分類している資産に投資され、しかも、その半分以上が規制金利の貯蓄商品の購入に充てられたという（グラフ 6）。

グラフ 6 無リスク金融資産への投資状況（2012 年 1 月～9 月）



(資料) FIMI “CAN THE FRENCH LIFE INSURANCE MARKET REBOUND FROM THE RECORD NET OUTFLOWS SEEN IN 2012?” より作成

リブレAの利率は、国債金利を基準として年 2 回見直される。またリブレAには預け入れ限度額が設けられており、2013 年 1 月にそれまでの 19,125 ユーロから 22,950 ユーロに引き上げられた。

リブレAの利息は非課税である。これは、契約加入後 8 年を経過してようやく優遇税制（4,600 ユーロ《個人の場合》または 9200 ユーロ《夫婦の場合》を超えた投資収益部分に対して 7.5%を課税するのみ）を獲得できる生保会社の貯蓄保険（元本保証型）よりも有利な扱いとなっている。

低金利環境下、フランス生保業界の主力商品である貯蓄保険の利率が趨勢的に低下した結果、2011 年から 2012 年にかけては、リブレAの利率と貯蓄保険の利率にそれほどの差がない状況となった。そのため、より税制面で有利なリブレAの人気の高まり、生保会社への資金流入が減少し生保契約の解約が増加することとなった。生保商品の主力チャネルである銀行は、2009 年よりリブレAの販売も行っているため、金利状況によっては生保商品よりもリブレAが優先的に販売されることにもなる²。

またフランス生保会社の主力商品である貯蓄保険（元本保証型）には、契約者による解約を抑止する仕組みが組み込まれていないため、契約者がより有利な投資対象に乗り換えるべく解約することを防止する手立てがない。唯一の解約抑止力と考えられるものは、契約後 8 年以内に解約すると税制優遇措置を受けられなくなるというペナルティであるが、それも加入から 8 年を経過した契約においては問題とならなくなる。こうした商品設計上の問題から近年、解約が増加することとなった。

以上のような変化が進行した結果、フランス生保業界の伝統的なビジネスモデルである、有利な税制取り扱いを訴求ポイントとして、銀行チャネルを通じ、貯蓄性の強い商品を販売するという方式が機能しなくなっている。これが近年のフランス生保市場の変調の主因である。

フランスの生保会社は、商品体系の見直しを含むビジネスモデルの転換を求められていると言えるだろう。

² もっとも、フランスの銀行は、自らが販売している生命保険商品の引受生保会社の親会社や兄弟会社であることが多いので、関係生保会社に大きなダメージを与えるほどの販売スタンスの変更はなかったとも考えられる。